平成27年9月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成27年10月 8日(木) 開会 午前10時 2分

閉会 午後 0時15分

場所 第6委員会室

出席委員 武内政文委員長

蒲生徳明副委員長

岡田静佳委員、日下部伸三委員、伊藤雅俊委員、神尾高善委員、小島信昭委員、

江原久美子委員、井上将勝委員、石川忠義委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

半田順春環境部長、大久保伸一環境部副部長、棚沢利郎環境部副部長、 山野均環境政策課長、安藤宏温暖化対策課長、松山謙一エコタウン課長、 水井廣二大気環境課長、葛西聡水環境課長、田中淑子産業廃棄物指導課長、 豊田雅裕資源循環推進課長、野口典孝みどり自然課長

[農林部関係]

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、 山崎達也農業政策課長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、 奈良原栄司農業支援課長、持田孝史生産振興課長、橋本栄森づくり課長、 大図早孝農村整備課長、田中誠農産物安全課長、中島一郎畜産安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結 果
第93号	平成27年度埼玉県一般会計 うち農林部関係	補正予算(第2号)の	原案可決
第97号	埼玉県環境影響評価条例の一	部を改正する条例	原案可決
第102号	財産の処分について		原案可決
第106号	平成27年度埼玉県一般会計 うち農林部関係	補正予算(第3号)の	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

河川堤防へのメガソーラー設置について

報告事項

1 環境部関係

第7次埼玉県廃棄物処理基本計画の進捗状況及び第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の 方向性について

2 農林部関係

埼玉スマートアグリ推進事業のねらいと進捗状況について

【付託議案に対する質疑(環境部関係)】

前原委員

- 1 財産の処分について伺う。立地に当たっては地元の人が参加している委員会で検討したと聞いているが、委員会ではどのような意見が出されたのか。
- 2 1 平方メートル当たり 2 2 , 6 0 0 円で売却するとのことだが、この地域における土地の相場はどのようになっているのか。
- 3 現在、資源循環工場で行っている環境測定について、立地する今回の工場に対しても 実施するのか。
- 4 工場が撤退した場合、どのようになるのか。撤退した場合の問題を想定しているのか。

資源循環推進課課長

- 1 地元住民と学識経験者からなる立地検討委員会において、事業者の計画を環境負荷や雇用の状況など様々な視点から検討し、委員会では立地を進めるべきだとの意見をいただいている。
- 2 工場用地については不動産鑑定を行っている。近隣の工業団地では18,000円から26,000円で分譲している。地域の具体的な価格は把握していないが、周辺は下落傾向にある。
- 3 製造事業者であるので、一般的な環境に関する規制基準を遵守することになる。
- 4 10年間の買戻し特約を設定するので、仮に撤退となった場合は県が買い戻すことに なる。

前原委員

- 1 工場の立地によって、どのくらいの雇用が見込めるのか。
- 2 不動産鑑定を行ったとのことだが、どのような方法で実施したのか。
- 3 環境に関する検査は工場側が行い、県は検査しないのか。

資源循環推進課課長

- 1 新規雇用は91名、うち地元雇用は74名との事業計画である。
- 2 不動産鑑定は、原価法と取引事例比較法の2つの方法で実施し、売買価格を決定した。
- 3 立地する工場は再資源化施設ではなく、製造業者であるため、通常の工場団地と同様に県で特別な管理はしない。

井上委員

- 1 環境影響評価条例の改正は、福島第一原発事故を受けてのことと思うが、なぜ事故から条例改正までに4年半かかったのか。経緯を教えてほしい。
- 2 近隣都県はどう対応しているのか。
- 3 現在進行中のアセス手続の事案は、どういう影響を受けるのか。
- 4 環境影響評価手続の中で、住民意見をどのように取り、どのように反映されるのか。

環境政策課長

1 福島第一原発事故で放射性物質が一般環境中に放出されたことに伴い、環境法体系の

見直しが順次行われ、アセス関連法は現時点に至ったものである。具体的には、平成23年8月に放射性物質汚染対処特別措置法が制定され、放射性物質に汚染された廃棄物や土壌などの処理の基準などが規定された。その後、一般法の改正で、まず、平成24年6月に環境法基本法を改正した。さらに、環境基本法の下にある大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の改正が平成25年6月に行われた。この際、アセス法の改正も行われている。平成25年6月のアセス法改正を受けて、アセスの具体的な手法等が国の審議会で議論され、平成27年6月1日にまとまった。同日、アセス法が施行された。

県としても国が作成した技術的な基準を踏まえて、県のアセス審議会で技術指針等の 見直しを進め、この度の改正条例を提出するに至ったものである。

- 2 福島県が平成27年6月に改正した。関東1都6県では本県が最も早い改正である。 他都県については、条例改正、技術指針改正について今後検討すると聞いている。
- 3 現在進行中のアセスは、新座市大和田地区の土地区画整理事業と吉川美南駅周辺土地 区画整理事業の2件である。それぞれ新座市、吉川市が事業主体である。両案件とも準 備書作成中であるので、改正後の条例の適用対象と考えている。ただし、放射性物質を 評価項目に含めるかは今後事業者が検討し、県が意見を述べる手続の中で決定する。
- 4 関係市町村ごとに公聴会を開催し、意見を聴くことで対応している。

井上委員

条例が改正されることで、手続が長引く等の事業者負担は生じないのか。

環境政策課長

放射性物質を評価項目に含めるかは、まずは事業者の判断になる。現在、県内は、放射性物質の影響はほぼ終息しているため、条例改正により、事業者に大きな負担がかかることはないと考えている。

伊藤委員

条例の適用除外規定の削除のみで、放射性物質を対象に加える規定の文言の追加は必要ないのか。

環境政策課長

環境影響評価の具体的な項目は、環境影響評価条例第10条の規定により、技術指針で 定めるとされており、条例で具体的な項目を定めているわけではないため、条例で文言の 追加は必要ない。

神尾委員

- 1 財産の処分について伺う。第1期事業地は全て賃貸されているが、第2期事業地は賃貸されている区画と売却されている区画がある。第2期事業地の公募に当たって、賃貸と売却のどちらも選べるようになっていたのか。
- 2 公募の時に雇用人数についても条件に入れていたのか。
- 3 なぜ同じ事業地内であるにもかかわらず、賃貸されている区画と売却されている区画 があるのか。

資源循環推進課課長

1 平成23年度に行った第2期事業地の募集に当たっては、製造業者が賃貸又は売却の

いずれかを選択できることを明示している。

- 2 新規雇用の人数は募集条件として設定していない。
- 3 第1期事業地は再資源化施設に限っていたが、第2期事業地では、地元の強い要望を 受け、再資源化施設に加え、環境負荷の低減に寄与する製造業も対象に含めた。製造業 者については、一般の工業団地の条件と同様に、土地売却も可能としている。

神尾委員

- 1 立地する工場も第1期事業者と同様に、資源循環工場内の厳しい環境基準に従うのか。
- 2 進入道路が町道となり、一般の住民が通行できるようになっているが大丈夫か。また、 臭気問題が発生した場合はどのように対処するのか。

資源循環推進課課長

- 1 立地する工場は製造業のため、一般の製造業と同じ規制基準となる。
- 2 進入道路は地元からの要望もあり町道としたが、資源循環工場内は入口にゲートがあり一般の住民が入れないようになっている。また、臭気については運営協定の中で測定しており、協定基準を超えた場合には、その原因を究明することになる。

神尾委員

第1期事業者は厳しい環境基準を守り、きちんと対応している。第2期事業地に通常の 製造業が立地することで、基準が守られない懸念がある。売却の場合は、立地事業者が撤 退する際に土地を売却してしまう懸念もあるが、工場周辺の環境を守れるのか。

資源循環推進課課長

製造業者は工業専用区域としての通常の規制基準を遵守することになり、一般的に周辺環境は守られるものと思われる。

神尾委員

第1期事業者と第2期事業者で、環境に対する条件は同じなのか。

資源循環推進課課長

第1期事業者は県と地元で運営協定を締結しており、厳しい協定基準が課されている。 第2期事業者の製造業者については一般的な規制基準となる。

神尾委員

地元が心配しているのは製造業だからということで環境の基準が緩くなることである。 この地域の環境がきちんと守られるよう、県として管理するべきではないか。

資源循環推進課課長

周辺敷地の環境測定を行っており、環境に影響が生じた場合は、その測定の際に把握できることから、周辺の環境は守られるものと考えている。

日下部委員

立地する工場は自動車部品の何を製造するのか。どの自動車メーカに納品するのか。また、どんな会社なのか。

資源循環推進課課長

日通商事の事業計画では、自動車後部座席のシートやタイヤカバーなどを組み立て製造 し、近隣のホンダ寄居工場に納品する予定である。日通商事は、流通業である日本通運の 子会社であり、流通に関する様々な事業を実施しており、その一部門として自動車部品の 製造組立を行っている。

【付託議案に対する質疑(農林部関係)】

岡田委員

今回は豚舎の整備を希望する1事業者に助成を行うとのことだが、ほかにも希望者はいなかったのか。

畜産安全課長

本事業は、平成27年度からの国の新規事業であり、昨年の秋に国から県に事業説明があった。県内の畜産農家に対し国の担当者を招いた説明会を開催するとともに、家畜保健衛生所が県内全ての畜産農家約650戸を巡回し、PRのチラシ配布等の情報提供をしてきた。しかし、畜舎等の整備は工期が長く、農地転用等の許認可などにも時間を要するため、今年度の申込みは1件となった。なお、来年度については、酪農、肉用牛、養豚及び養鶏の全畜種の畜産農家から要望を受けている。

前原委員

- 1 県内650戸の畜産農家は、様々な経営条件で頑張っているが、本県畜産の実態はどうなっているのか。また、今回の事業は新規であるとのことだが、これまで県は畜産農家に対してどのような支援を実施してきたのか。さらに、最近の畜産農家戸数の傾向はどうなっているか。
- 2 災害箇所については、現地を調査して十分に必要な予算額を要求しているのか。

畜産安全課長

1 平成26年の畜産農家は657戸であり、畜産産出額は本県農業産出額の14%を占めている。また、畜産産出額の64%を大里郡市と児玉郡市が占め、各畜種とも飼養頭羽数が最も多い市町村は深谷市である。環境問題等から、畜産農家数は減少傾向にあるが、和牛農家戸数は増加している。県では、施設整備への助成のほか、経営安定を図るため、国の所得補償などの経営安定対策に県費を上乗せしている。また、高品質な畜産物を生産するため、秩父高原牧場や農業技術研究センターで和牛や黒豚を生産し、県内の畜産農家に供給している。

森づくり課長

2 森林管理道は県の管理するものと市町村の管理するものとがある。県の管理する森林 管理道は雨が止み次第、現地調査を行った。市町村の管理する森林管理道は、市町村が 調査の上、県に報告をいただいており、被災箇所は県職員も確認している。

農村整備課長

2 農業施設は管理している市町村や土地改良区が被害の状況を調査し、報告を受けている。また、農地については、市町村が被害の状況を調査し、報告を受けている。被災箇所については、県も現地確認をしている。災害対応は、マニュアルを整備し体制を整え

ているため、漏れはない。

前原委員

新規事業であるため、畜産農家への周知が不十分になるおそれがある。申請漏れがないよう、関係者への情報提供をしっかり行う必要があると思うが、どのように取り組んでいくのか。

畜産安全課長

説明会の開催やチラシの配布に加え、家畜保健衛生所が伝染病対策などの指導のため、全ての農家に立ち入る際に本事業の説明をしている。本事業は、国の主要事業であるため、事業要望において漏れがないよう対応していきたい。

神尾委員

畜産農家が施設整備をする場合、既存の畜舎等を建て替える場合があるが、新たな場所に整備する場合も多い。その場合は農振除外等の手続きに時間を要するので、畜産農家に早く情報を提供する必要があるのではないか。また、県内畜産農家の畜舎等の老朽化も進んでいる。畜産施設の整備費用は高額であり、補助率は2分の1以内なので、農家の負担も大きい。事業の説明に合わせて、融資のメニューも説明する必要があるのではないか。

畜産安全課長

施設整備には、農地転用や農振地域からの除外、開発許可などの手続に時間を要することから、市町村や農林振興センターなどの関係機関と連携し、情報提供していく。また、今回の事業では、日本政策金融公庫の低利融資であるスーパーL資金を活用したが、今後も更に有利な融資を紹介するなど、畜産農家の負担が少しでも軽減されるようにしていきたい。

日下部委員

森林管理道災害復旧の補正予算案において、地方債200万円、一般財源68万円しか 計上していない。 県の姿勢として、それでよいのか。

農林部長

災害の関係では、県でも一定の予算枠は用意してある。今回のような大きな災害では国 庫補助の仕組みがあるので、その仕組みで対応していく。

日下部委員

国も大きな財政赤字を抱えている。自立自存の点から一般財源を68万円しか計上せず、 大部分を国に頼るという姿勢でよいのか。

森づくり課長

今回の災害は大きな被害となっていることと、激甚災害にもなったことから、補助金のかさ上げが想定されるため国の補助金を最大限活用し、残りを地方債と一般財源で賄うことしている。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問 (河川堤防へのメガソーラー設置について)】 小島委員

9月に関東地方を襲った豪雨では、甚大な被害が生じた。河川堤防の重要性が改めて認識されたところである。去る2月定例会において、利根川堤防へのメガソーラー設置計画が説明された。その予算は予備費に付け替えたが、その後、調査や検討を行っているのか。

温暖化対策課長

河川堤防へのメガソーラー設置に関する調査費については、予備費に付け替えられた。 当初より河川堤防の安全性確保が第一と考えている。現在、予算がなく、河川堤防の安全 性に関する調査は実施できないことから、河川堤防へのメガソーラー設置の検討は行って いない。